

第1日

平成29年8月30日（水）

午前10時零分開会

○議長（中島秀樹君） 皆様、おはようございます。開会に先立ちまして、平成29年7月九州北部豪雨によりお亡くなりになれました方々の御冥福をお祈りし、黙祷を捧げたいと思います。全員御起立願います。黙祷。

（黙祷）

○議長（中島秀樹君） お直りください。御着席願います。

これより、平成29年第4回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の出席議員は17名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、本日から9月7日までの9日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月7日までの9日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

8 番今福勝義議員

9 番稲富一實議員

を指名いたします。

次に、議案等の上程を行います。

本日、市長から、報告5件、議案24件の送付を受けたほか、議員から意見書案1件が提出され、請願書1件を受理いたしました。

これらを一括上程し、まず、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 皆さん、おはようございます。本日ここに平成29年第4回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げ、提案理由の説明をさせていただきます。

まず、このたびの豪雨災害により犠牲となられました方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。あわせて行方不明の方、5名の方の一日も早い発見を心から願うものであります。

また、災害発生時からこれまで自衛隊、警察、消防、消防団を初め、全国のボランティ

ア、企業、事業者、団体、個人の皆様から多大な御支援をいただき、厚く御礼を申し上げます。

議員の皆様には、災害発生時からこれまで、昼夜を問わず市民のために御尽力をいただき、心からお礼を申し上げます。

あわせて、本定例会の開催に当たって、会期の日程調整をしていただくなど、執行部の災害復旧、復興に向けた業務に御配慮をいただき、深く感謝を申し上げます。

今回の豪雨災害は、従来のものとは異なり、水、土砂、流木の山津波と言われ、前例のない大きなものであります。7月5日の災害発生から、約2カ月がたとうとしていますが、発災後は、人命救助を最優先に活動し、避難所の開設、食料物資等の確保に努めてまいりました。同時に、道路や上下水道の応急復旧に全力で取り組んでいます。依然として避難生活を余儀なくされている方、あるいは自宅に戻られたものの、二次災害に不安を抱えながら生活をされている方が多数おられます。これから、一日も早くもとの生活に戻ることができるよう最大限の努力をしてまいります。

朝倉市では、災害復旧・復興推進本部を設置し、復興計画の早期策定を目指しております。被災された皆様の生活支援を続けてまいりますとともに、今の不況の中においても、将来に光が、そして、希望の見えるような復興計画の策定を進めるとともに、市の経営支援を復旧・復興に集中させるため、今年度以降予定をしております市の事業については、中止や延期を検討しながら、ふるさと朝倉を取り戻すために、全力で取り組んでいく覚悟であります。

議員の皆様、そして、市民の皆様方の御協力を心からお願いを申し上げておきたいと思っております。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

本定例会には、報告について5件、専決処分について5件、決算の認定について11件、利益の処分及び決算の認定について1件、補正予算について2件、条例の一部改正について1件、財産の取得について2件、人事案件について2件、合計29件の議案等を提案申し上げます、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第13号から報告第17号までについて説明申し上げます。

報告第13号専決処分の報告につきましては、倒木事故による損害賠償について、報告第14号専決処分の報告につきましては、市道上の事故による損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告申し上げるものであります。

報告第15号平成28年度朝倉市健全化判断比率等の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を報告申し上げます。

健全化判断比率が、早期健全化基準を上回る場合は財政健全化計画を、資金不足比率が

経営健全化基準を上回る場合は、経営健全化計画を策定し、議会の議決を経て、財政の早期健全化を図られなければならないものとなっております。

なお、本市の平成28年度決算に係る比率は、いずれも当該基準を下回っております。

報告第16号平成28年度甘木鉄道株式会社の決算について及び報告第17号平成29年度甘木鉄道株式会社の事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、甘木鉄道株式会社の経営状況を説明する書類を提出し報告申し上げるものであります。

次に、専決処分5件について説明申し上げます。

第59号議案から第63号議案までにつきましては、豪雨災害に係る専決処分のため、一括して提案します。

第59号議案平成29年度朝倉市一般会計補正予算（第1号）に係る専決処分、第60号議案平成29年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）に係る専決処分、第61号議案平成29年度朝倉市一般会計補正予算（第2号）に係る専決処分、第62号議案平成29年度朝倉市水道事業会計補正予算（第2号）に係る専決処分、第63号議案平成29年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第1号）に係る専決処分につきましては、平成29年7月九州北部豪雨により被災した道路、河川、農林業施設、上下水道施設、その他公共施設等の災害復旧、瓦れきの撤去及び災害援護等に迅速に対応するに当たり、予算の補正を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、承認を求めるものであります。

次に、第64号議案から第73号議案までにつきましては、平成28年度の一般会計及び特別会計の決算の認定に関する議案であります。地方自治法第233条第1項の規定に基づき提出された決算及び決算に関する書類に、監査委員の審査意見及び主要な施策の成果を説明する書類等を添え、同条第3項の規定により、議会の認定に付するものであります。

第74号議案につきましては、平成28年度の朝倉市工業用水道事業の決算を調製いたしましたので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査意見書を添えて議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定により、利益の処分について議会の議決を求めるものであります。

第75号議案につきましては、平成28年度の朝倉市水道事業の決算を調製いたしましたので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査意見を添えて議会の認定に付するものであります。

次に、補正予算2件について説明申し上げます。

第76号議案平成29年度朝倉市一般会計補正予算（第3号）につきましては、平成29年7月九州北部豪雨による災害の早期復旧・復興に必要と見込まれる経費及び学童保育所建設にかかる経費、両筑平野かんがい排水2期事業の県営事業負担金等について補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ25億5,990万9,000円を追加し、予算総額を418億7,812万8,000円といたしました。

それでは、歳出の主な内容について説明いたします。

総務費では、被災したコミュニティへの見舞金や被災した自治公民館の修繕費に対する補助金、平成28年度決算に伴う繰越金を、将来の起債償還に充てるために減債基金へ積み立てる経費等に3億7,450万5,000円を計上いたしました。

民生費では、災害で亡くられた方に対する弔慰金の追加や学童保育所建設等にかかる経費に1,450万円を計上いたしました。

衛生費では、被災した住家等の処分にかかる経費に13億円を計上いたしました。

農林水産業費では、被災した農林業者等に対する経営継続支援として、施設や機械等の再取得や修繕費に対する補助金や利子補給金、両筑平野かんがい排水2期事業の県営事業負担金等に7億7,208万2,000円を計上いたしました。

商工費では、被災した中小企業の事業再建及び経営安定のための融資に対する利子補給金並びに被災地観光復興のためのイベント、PR経費に1,861万8,000円を計上いたしました。

土木費では、被災地の復興再生のための復興計画策定経費に1,700万円を計上いたしました。

消防費では、行方不明者捜索に対する消防団員への費用弁償に1,500万円を計上いたしました。

教育費では、被災した園児への就園奨励補助金や児童生徒に対する就学援助費に859万3,000円を計上いたしました。

災害復旧費では、公営住宅、東中町集会所、東中町教育集会所、杷木老人福祉センター、パークゴルフ場等の復旧経費に3,961万1,000円を計上いたしました。

次に、歳入の内容につきましては、歳出に伴う主な財源としまして、国庫支出金12億1,876万6,000円、県支出金10億120万4,000円、財政調整基金繰入金3億715万7,000円、繰越金5億8,651万5,000円等を計上いたしました。

なお、8月10日の激甚災害指定に伴い、これまでの予算に係る事業の財源調整のため、国庫支出金の補助率の嵩上げ及び新たに国庫支出金や被災の適用となったものの措置を講じております。

第77号議案平成29年度朝倉市水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、資本的収入及び支出におきまして、災害復旧事業による建設改良費について補正するものでありまして、資本的収入を5,790万円増額し、収入合計を1億1,976万8,000円とし、資本的支出を5,790万円増額し、支出合計を2億5,677万円といたしました。

次に、第78号議案朝倉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定につきましては、農村地域工業等導入促進法の一部が改正されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第79号議案財産の取得につきましては、基幹系仮想サーバー群更新及びシステム

移行作業等委託業務に係る基幹系システム機器等を取得するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、株式会社日立システムズ九州支店と随意契約を締結し、同社から購入するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第80号議案財産の取得につきましては、小中学校教職員用情報通信端末を取得するため、指名競争入札により購入の相手方を決めましたが、その者から購入するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、人事案件2件について説明申し上げます。

まず、第81号議案朝倉市副市長の選任につきましては、中野信哉を朝倉市副市長として選任することについて、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

最後に、第82号議案朝倉市固定資産評価員の選任につきましては、中野信哉を朝倉市固定資産評価員として選任することについて、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げますが、いずれも今後の市政推進上、重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決等いただきますようお願い申し上げます。

なお、今会期中、人事案件につきまして、追加議案を提案申し上げ、審議をお願いする予定でありますので、あらかじめ報告申し上げ、御了承いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(中島秀樹君) 補足説明があれば承ります。

テレビクルーの皆様をお願い申し上げます。撮影はここまでとさせていただきますようお願いいたします。

次に、意見書案について提出者代表の説明を求めます。9番稲富一實議員。

(9番稲富一實君登壇)

○9番(稲富一實君) 意見書案第1号平成29年7月九州北部豪雨災害における特別の財政支援及び合併特例事業債の適用、期間延長について、提出者を代表いたしまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成29年7月5日からの豪雨は、1日で500ミリを超え、市全域において多大な被害が発生しました。土砂災害等により尊い命が奪われるとともに、住宅、道路、河川など土木施設や農林地など、至るところで大きな被害をもたらし、市民生活と農業を初めとする地域産業にも甚大が損害を及ぼしています。

朝倉市では、国を初め、関係機関の協力を得ながら、住民生活再建や復旧・復興作業に

全力を挙げて取り組んでおり、朝倉市議会といたしましても、市執行部とともに、復旧・復興に向け最大限努めているところであります。

しかし、今回の被害に際し、復旧・復興において巨額な費用が必要であることが確実視されていることから、早期かつ安全な事業実施のため、国におかれましては、被害の実情を十分に勘案され、応急対策や今後の恒久対策など、迅速かつ円滑な復旧・復興対策を推進していただき、当市において、財政面の不安なく復旧・復興事業に取り組める環境を整えるためにも、早急に対策を講じていただき、さらなる財政支援、また合併に伴う事業が大幅におくれることが懸念されるため、その影響が軽減されますよう合併特例債の期限延長が図れるよう強く要請するものであります。

何とぞ、議員の皆さん方の御賛同を賜りますようお願いをいたしまして、意見書案の趣旨説明といたします。どうぞよろしく御協議をお願いいたします。

（９番稲富一實君降壇）

○議長（中島秀樹君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、請願書について紹介議員の説明を求めます。６番半田雄三議員。

（６番半田雄三君登壇）

○６番（半田雄三君） それでは、第29請願第２号について、簡単に趣旨を説明させていただきます。

平成29年７月５日の豪雨は、朝倉市に壊滅的といえる打撃を与えました。それに伴い、商工業界においても同様に、約200を超える事業所が被災し、特に市内東部に位置する朝倉市商工会においては、約３割の事業所が被害を被っています。

災害発生から１カ月半が経過し、堆積した土砂の撤去については、一定の除去がなされたものの、被災した事業所等における業務上必要な機械や器具等の点検及び修理は進まず、再開のめどが立っていないのが現状です。

これまで国の激甚災害の指定を受けて、通常より低金利の融資や持続化補助金等による増額支援制度が施行されているところではありますが、余りの被害規模の甚大さに、事業所等において、復旧のための資金の借入れはちゅうちょしているのが実情であり、将来における再建への道筋を見出すことができず、再建計画を描くまでには至っていないのが現状です。

ぜひとも商工業関係の方々の心情をお汲み取りいただき、中小企業・小規模事業者等の施設、設備の復旧等に対する補助金制度の創設を切望するものであります。

また、当該地域からの人口流出を防止する点において、その地域での雇用が必要であり、その雇用の担い手は、地元の商工業者であります。そのためにも、地元の商工業をいち早く再興させ、落ち込んだ地域経済を立て直し、地元のにぎわいを取り戻す手だてが大切であると思われます。

風評被害等にあえぐ温泉地も例外ではなく、再興を目指す補助金等の創設も熱望してお

ります。

施設、設備の復旧並びに再興等に対する補助金制度の創設について、御賛同賜り、関係機関に強く要請いただきますようお願いいたします。

何とぞ、議員皆様の御賛同を賜りますようお願いをして、請願の趣旨説明といたします。どうぞよろしく御協議をお願いいたします。

(6 番半田雄三君降壇)

○議長(中島秀樹君) 以上で、紹介議員の説明は終わりました。

お諮りいたします。第81号議案及び第82号議案につきましては、緊急を要しますので、これより質疑を行い、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。議案考案のため、暫時休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時28分再開

○議長(中島秀樹君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案の質疑を行います。質疑は、申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第81号議案朝倉市副市長の選任についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第82号議案朝倉市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上で議案の質疑は終わりました。

次に、議案の審議を行います。

それでは、第81号議案朝倉市副市長の選任についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第81号議案は、原案のとおり同意されました。

次に、第82号議案朝倉市固定資産評価員の選任についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第82号議案は、原案のとおり同意されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時31分再開

○議長（中島秀樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。第64号議案については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

それでは、ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く17名の皆さんを指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました17名の皆さんを決算審査特別委員に選任することに決しました。

この後、議事日程に従い、議案等の質疑を行いますので、ここで議案等考案のため暫時休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前11時零分再開

○議長（中島秀樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案等の質疑を行います。質疑は申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

まず、報告の質疑を行います。

それでは、報告第13号専決処分の報告について（倒木事故による損害賠償について）を議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第14号専決処分の報告について（市道上の事故による損害賠償について）を議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第15号平成28年度朝倉市健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第16号平成28年度甘木鉄道株式会社の決算についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第17号平成29年度甘木鉄道株式会社の事業計画についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、報告の質疑を終了いたします。

次に、議案の質疑を行います。

それでは、第59号議案専決処分について（平成29年度朝倉市一般会計補正予算（第1号）について）を議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第60号議案専決処分について（平成29年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）について）を議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第61号議案専決処分について（平成29年度朝倉市一般会計補正予算（第2号）に

ついて)を議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第62号議案専決処分について(平成29年度朝倉市水道事業会計補正予算(第2号)について)を議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第63号議案専決処分について(平成29年度朝倉市下水道事業会計補正予算(第1号)について)を議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第64号議案平成28年度朝倉市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第65号議案平成28年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第66号議案平成28年度朝倉市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第67号議案平成28年度朝倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第68号議案平成28年度朝倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につい

てを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第69号議案平成28年度朝倉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第70号議案平成28年度朝倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第71号議案平成28年度朝倉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第72号議案平成28年度朝倉市個別排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第73号議案平成28年度朝倉市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第74号議案平成28年度朝倉市工業用水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第75号議案平成28年度朝倉市水道事業決算の認定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第76号議案平成29年度朝倉市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第77号議案平成29年度朝倉市水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第78号議案朝倉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第79号議案財産の取得について（基幹系システム機器等）を議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第80号議案財産の取得について（教職員用情報通信端末）を議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第1号平成29年7月九州北部豪雨災害における特別の財産支援及び合併特例事業債の適用期間延長を求める意見書の提出についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案等の質疑を終了いたします。

これより、議案等の委員会付託を行います。

付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第59号議案、第61号議案及び第76号議案については、会議規則第35

条第3項の規定により、委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたい
と思います。また、意見書案第1号についても、会議規則第35条第3項の規定により、委
員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は9月7日午前10時から行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時11分散会